

## 利用料等

区分	費目	金額
保育料	(月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担
上乗せ徴収	(入園金) ・教育の質向上のための専科職員の初期経費として	入園時 20,000 円/回
実費徴収	(入園時学習費 4・5歳児で入園した場合のみ) ・4・5歳児の学習用教材増加分の徴収(3年間平均で徴収するため3歳・満3歳入園児には上乗せ徴収なし)	5,000 円/回  (4・5歳児で入園した場合のみ入園時に徴収)
	(園外実習費)	4,180 円/月  (送迎バス利用者のみ徴収)
	(給食費) ・免除対象者は245円×各月の給食実施日数の副食費が免除されます	6,200 円/月
	(日本スポーツ振興センター災害共済加入費)	200 円/年
	(制服・制帽・通園カバン) ・登降園時に着用・使用	税込 16,830～ 17,300 円/回
	(スモック・上履き・ナフキン) ・園生活時に着用・使用	税込 4,710 円/回
	(運動着・運動/水泳/正ちゃん帽子) ・園活動時に着用・使用	税込 8,640 円/回
	(定期購読絵本代) ・毎月提供される絵本代	税込 350 円/月
	(鍵盤ハーモニカ代)	税込 6,000～

	・音楽活動時に使用	7,500円
	お楽しみ保育行事に係る費用(5歳児)	税込 1,200～4,000円/回
	個々の教材の追加費	実績に応じて
その他	(1号認定子どもの預かり保育に係る費用)	100円/30分
	・預かり保育の実施に必要な経費の一部	預かり保育時間超過分 200円/30分

※税込表示がない項目については非課税扱いとする。

※支払を受けることができる費用は、質の向上のための費用及び公定価格で賄うことのできない、教育活動に必要とされる費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担いただくことが適当であるものとする。